

水島製油所における高圧ガス保安法上の不備に関する報告書の提出について

各 位

当社(社長:一色 誠一)は、去る7月13日に、水島製油所(常務執行役員所長:安達 博治)における高圧ガス保安法上の不備が判明したことに关しまして、ご報告ならびにお詫び申し上げましたが、その後、関係官庁によるご指導を仰ぎながら、当製油所内の全ての施設に関する調査ならびに事実究明調査を進めてまいりました。

本日、その調査結果および再発防止策に関する報告書を岡山県に提出しましたのでご報告いたします。

安全操業が求められる製油所で、かかる事態を招き、更には、こうした状況下にも関わらず8月5日には火災事故が発生したことにより、地元の皆様をはじめ関係する多くの皆様方に、多大なご迷惑とご心配をおかけし、あらためまして心よりお詫び申し上げます。

当社といたしましては、皆様からの信頼を失墜させましたことを重く受け止め、今後は、関係官庁によるご指導・処分を踏まえ、このようなことを二度と起さぬよう、全社を挙げて安全と法令遵守に対する取り組みの再徹底を図ってまいります。

【報告の概要】

以下に記載した原因究明および再発防止策は、本件の重大性に鑑み設置した、会社から独立した複数の弁護士により構成される調査委員会の調査・分析結果および提言を反映したものです。

1. 高圧ガス保安法上の不備の内容

(1)虚偽の定期自主検査記録の作成などの不備

2000年度以降に、B工場のLPガス球形タンク18基に不備があった。

(2)許可事項の管理ができていなかったことや、法令解釈について必要な確認を行わなかったことなどによる不備

2000年度以降に、製造設備9装置(A工場1、B工場8)の補修に際し、一部の付帯配管等で必要な許可申請やその際に必要な耐圧試験が行われていないなどの不備があった。

2. 考えられる主な原因

(1)虚偽の定期自主検査記録の作成などの不備

- ①当時の経営環境下、フル稼働継続のプレッシャーの中で、遵法意識が希薄となったこと
- ②当時は、設備管理部門の職制の責任と権限が曖昧であったこと
- ③本年4月以前は、設備管理機能と検査機能を同一部署が担っていたため、職場間のチェック機能が働かなかったこと
- ④遵法点検実施、内部通報制度設置などの法令違反行為に対する管理体制が、十分に機能していなかったこと

(2)許可事項の管理ができていなかったことや、法令解釈について必要な確認を行わなかったことなどによる不備

- ①担当者の法令に対する理解が不十分であったこと
- ②申請等の漏れを防ぐ手順書類等の仕組みが十分でなかったこと
- ③誤った業務遂行や判断が生じた際に、各組織のチェック機能が十分に働いていなかったこと

3. 再発防止策

(1)虚偽の定期自主検査記録の作成などの不備

- ①コンプライアンス意識の再徹底
 - ・法令遵守を最優先として行動していくことを強く要請する旨のトップメッセージの発信
 - ・遵法の重要性に関する社員への繰り返し教育の実施(毎年9月)
 - ・今般の法令違反を永続的なテーマとした風化防止のための管理職勉強会の実施(毎年9月)
- ②職制の責任と権限の明確化
 - ・2011年4月に組織改正を実施済
- ③設備管理(補修)機能と検査機能の組織上の分離
 - ・2012年4月に組織改正を実施済
- ④法令違反行為に対する管理機能強化

- ・従来から実施していた職制による所属員との面談による遵法点検活動に加え、他グループの管理職によるヒアリング(クロスチェック)の実施
- ・遵法状況に係る審議を行う「水島製油所コンプライアンス会議」の開催を年1回から2回に増加
- ・「内部通報制度」の周知徹底(毎年継続)と、水島製油所独自の「所内内部通報制度」の新設
- ・法令違反に対しては厳正に人事処分を行う旨をあらためて周知(毎年継続)

(2) 許可事項の管理ができていなかったことや、法令解釈について必要な確認を行わなかったことなどによる不備

①法令教育の再徹底

- ・従来から実施している保安業務にかかわる法律(改正事項)とその運用実務に関する教育に加え、配管、回転機、計装、電気など、カテゴリー毎により詳細な法令勉強会の実施
- ・今回の法令違反事例を教育資料に追加

②申請に係る手順書類の整備

- ・「申請要否に係るチェックリスト」および「高圧ガス範囲が分かる法区分フロー図」の作成
- ・工事計画時には、必ず上記チェックリストおよびフロー図を用いて申請要否の判断を行うことを手順書類に組み入れ

③組織間でのチェック機能の強化

- ・設備保全担当部署は、工事内容を、運転担当部署、保安担当部署を含む関係部署および工事会社と共有化し、相互のチェック機能を強化

(3) 共通

①監査部門の独立性の確保・向上

- ・高圧ガス保安法関連の保安業務に関して監査業務を担う部門(仮称「水島安全監査室」)を水島製油所から独立させ、本社直属の組織として新設
- ・監査実務に際しては、他の製油所の従業員を参加させ、監査の実効性を向上

②人事流動性の確保

- ・担当者の長期間固定化による閉鎖性の回避

③監査機能の充実

- ・本社による「高圧ガス認定監査」(年1回)の監査員を、同質の感性とならぬよう、原則として出身製油所以外より選定
- ・水島製油所内の保安管理システムの内部監査(年1回)において、AB両工場間のクロスチェックを実施

④高圧ガス保安法に基づく検査管理組織と検査組織の機能強化

- ・検査管理組織による保安検査への立会いの増加、保安検査記録の共有
- ・保安管理部門による高圧ガスに関わる台帳類(設備管理部門が作成するものも含む)の一括管理
- ・検査組織員に対するコンプライアンス意識、法令、申請等の手順に関する教育の強化

⑤第三者からの意見聴取

- ・有識者、学識経験者など第三者の意見を取り入れ、安全文化・コンプライアンス意識を醸成

以上

お問い合わせ先

水島製油所 総務グループ :086-458-2511
 広報部 広報グループ :03-6275-5046